

鹿児島県公報

令和7年12月19日(金) 第679号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部 学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い) 1
○まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い) 1
○かたくちいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い) 2
○うるめいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い) 2
○まだい日本海西部・東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定	(水産振興課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定(2件)	(水産振興課取扱い) 3
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い) 3
○土地改良区の役員の就退任の届出	(農地整備課取扱い) 3
○志布志港港湾計画の変更の概要	(港湾空港課取扱い) 4
○鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表	(学事法制課取扱い) 6
○個人情報の保護に関する法律の運用状況の公表	(学事法制課取扱い) 8
○一般競争入札公告	(管財課取扱い) 9

公

告

労働委員会告示

○鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示	(労働委員会事務局取扱い) 12
○鹿児島県公報第665号の2(令和7年10月31日付け)の一部訂正(※)	(自然保護課取扱い) 13

正

誤

告示

鹿児島県告示第734号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まあじに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

3,600トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まあじ漁業	2,400トン
鹿児島県その他のまあじ漁業	現行水準

鹿児島県告示第735号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する

る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

5,000トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まいわし漁業	4,000トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準

鹿児島県告示第736号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、かたくちいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

15,000トンの内数

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数

鹿児島県告示第737号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、うるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

58,000トンの内数

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県うるめいわし漁業	58,000トンの内数

鹿児島県告示第738号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

6,730トンの内数

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まだい漁業	6,730トンの内数

鹿児島県告示第739号

南さつま市坊津町坊6328番地9 竹内文也及び南さつま市坊津町坊9299番地5 岩崎太久からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市坊泊区域(坊泊漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主として小型合併漁業を営む漁業

鹿児島県告示第740号

熊毛郡屋久島町中間774番地 岩川武光及び熊毛郡屋久島町中間16番地 日高精一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町栗生区域(熊毛郡屋久島町小島、平内、湯泊、中間及び栗生の地区)
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第741号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1191号	令和14年1月17日	魚かす粉末	鰹魚粕	窒素全量 8.0 りん酸全量10.0	該当なし	山川水産加工業協同組合	指宿市山川新栄町9番地

鹿児島県告示第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、有明町土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所

- 理事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地
- 理事 丸崎 哲朗 志布志市有明町伊崎田6057番地3
- 理事 中崎 秀博 志布志市有明町原田1644番地7
- 理事 圓福 悟 志布志市有明町蓬原963番地3
- 理事 吉國 政信 志布志市有明町野神3400番地2
- 理事 立木 幹雄 志布志市有明町野神1106番地3
- 理事 柴山 信彦 志布志市有明町山重10837番地
- 理事 留中 直昭 志布志市有明町伊崎田9165番地2
- 監事 西川 順一 志布志市有明町山重12360番地7
- 監事 本村 浩文 志布志市有明町伊崎田8215番地

- 監事 田尾英治郎 志布志市有明町野井倉6323番地
 (任期 令和7年3月21日から令和11年3月20日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 草尾幸八郎 志布志市有明町野神1681番地
 理事 峯崎 善通 志布志市有明町原田511番地
 理事 圓福 悟 志布志市有明町蓬原963番地3
 理事 吉國 政信 志布志市有明町野神3400番地2
 理事 立木 幹雄 志布志市有明町野神1106番地3
 理事 柊山 信彦 志布志市有明町山重10837番地
 理事 有村 勉 志布志市有明町伊崎田843番地
 理事 丸崎 哲朗 志布志市有明町伊崎田6057番地3
 監事 本田 浩昭 志布志市有明町伊崎田8233番地13
 監事 丸目 秀明 志布志市有明町野神900番地1
 監事 坂中 則雄 志布志市有明町野井倉3437番地8

鹿児島県告示第743号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定により、志布志港港湾計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の志布志港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1号）において縦覧に供する。

令和7年12月19日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
 代表者 鹿児島県知事 塩田康一

港湾計画の変更の概要

平成5年10月6日鹿児島県告示第1712号によりその概要を告示した志布志港港湾計画について、2030年代後半における取扱貨物量を1,280万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(1) 航路

地区名	名称	水深(メートル)	幅員(メートル)
新若浜地区	新若浜航路	16.0	260

(2) 泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
本港地区	3.0	1
	5.5	1
外港地区	8.0	1
新若浜地区	16.0	2
	10.0	1

(3) 航路・泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
外港地区	8.0	1
新若浜地区	16.0	114
	10.0	1

2 外郭施設計画

(1) 防波堤(廃止)

地区名	名称	延長(メートル)
新若浜地区	南防波堤	350

(2) 防波堤

地区名	名称	延長(メートル)
新若浜地区	新若浜防波堤	350

3 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
新若浜地区	公共用	14.0	1	コンテナ船用
	公共用	10.0	1	コンテナ船用
	公共用	10.0	1	一般船用
	公共用	9.0	2	一般船用
外港地区	公共用	8.0	1	フェリー船用

4 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
臨港道路新若浜1号線	R O R O埠頭	県道志布志福山線	2~4
臨港道路本港埠頭1号線	本港埠頭	臨港道路2号線	2

5 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積(ヘクタール)
外港地区	2
若浜地区	1
新若浜地区	2

6 土地造成計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
外港地区	2(2)	埠頭用地
	1(1)	緑地
新若浜地区	11(11)	埠頭用地
	2(2)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画面積で内数である。

7 土地利用計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
本港地区	3(3)	埠頭用地
	4(4)	港湾関連用地
	1(1)	交通機能用地
外港地区	22(22)	埠頭用地
	10(10)	都市機能用地
	3(3)	交通機能用地
	7(6)	緑地
若浜地区	16(16)	埠頭用地
	9(9)	港湾関連用地
	57(57)	工業用地
	10(10)	交通機能用地
	18(18)	緑地
新若浜地区	55(55)	埠頭用地
	25(25)	港湾関連用地
	7(7)	交通機能用地
	22(22)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

8 その他の計画

(1) 小型船だまり計画

地区名	港湾施設の種類
本港地区	泊地, 物揚場, 岸壁, 埠頭用地

(2) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	港湾施設の種類
外港地区	岸壁, 泊地, 航路・泊地
新若浜地区	岸壁, 航路, 泊地, 航路・泊地, 防波堤

(3) 大規模地震対策施設計画

地区名	港湾施設の種類
外港地区	岸壁
新若浜地区	岸壁

(4) 船舶の物資補給等への対応

地区名	港湾施設の種類
外港地区	岸壁

(5) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、外港地区の3ヘクタール、新若浜地区の12ヘクタールの土地造成において、浚渫土砂の廃棄物処理を計画する。

(6) 開発空間の留保

外港地区沖合については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

公 告

鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、令和6年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公文書の開示の請求件数

732件

2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区分	件数
開示	256
一部開示	371
不開示	62
その他	43
計	732

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

3 開示請求者の区分

区分	件数
県内	309
県外	423
計	732

4 開示請求の実施機関別処理状況

区分	請求件数	左の処理状況			
		開示	一部開示	不開示	その他
知事	511	208	237	34	32
総務部	30	12	11	6	1
総合政策部	5	1	1	1	2

観光・文化スポーツ部	6	2	4	0	0
環境林務部	25	11	13	1	0
保健福祉部	113	57	35	7	14
商工労働水産部	12	8	3	0	1
農政部	18	10	6	1	1
土木部	60	33	19	1	7
危機管理防災局	15	5	7	1	2
出納局	2	2	0	0	0
鹿児島地域振興局	33	8	25	0	0
南薩地域振興局	21	7	14	0	0
北薩地域振興局	26	8	17	1	0
姶良・伊佐地域振興局	39	14	23	2	0
大隅地域振興局	45	16	16	10	3
熊毛支庁	20	4	14	2	0
大島支庁	41	10	29	1	1
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	44	21	17	2	4
選挙管理委員会	23	4	19	0	0
人事委員会	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	150	21	98	26	5
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	2	1	0	0	1
鹿児島県住宅供給公社	0	0	0	0	0
鹿児島県道路公社	1	1	0	0	0
計	732	256	371	62	43

5 審査請求の件数及びその処理状況

9件(処理中7件)

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区分	内容	資料数
郷土史料	県史、市町村史、その他の史料	779
県の資料	計画書、統計書、調査書、試験・研究資料、事務事業概要書、議案書、議会会議録等	37,288
県内市町村の資料	広報誌、市町村勢要覧、計画書等	4,900
国・関係機関等資料	国勢調査、各種統計書、白書、研究書、調査報告書等	9,006
他都道府県の資料	都道府県史、統計年鑑、計画書等	1,772
研究機関等の資料	調査報告書、研究書等	1,333
一般資料	法規・辞典・年鑑類、地方自治、経済、産業一般、職員研修図書等	1,850
鹿児島の一般資料	地域政策、資源・エネルギー、都市計画、過疎、経済、情報・通信等	1,501
計		58,429

(2) 利用状況

区分	人 数	・ 冊 数
利用者数		4,613人
貸出者数		161人
貸出冊数		276冊

個人情報の保護に関する法律の運用状況の公表

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号）第8条の規定により、令和6年度の各実施機関における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 個人情報ファイル簿等の件数

実施機関	個人情報ファイル簿の件数	行政機関等匿名加工情報に係る提案募集	
		対象となる個人情報ファイル簿の件数	提案件数
知事	183	47	0
総務部	18	7	0
総合政策部	1	0	0
観光・文化スポーツ部	1	1	0
環境林務部	10	1	0
保健福祉部	96	18	0
商工労働水産部	21	13	0
農政部	20	4	0
土木部	5	2	0
危機管理防災局	10	0	0
出納局	0	0	0
鹿児島地域振興局	1	1	0
南薩地域振興局	0	0	0
北薩地域振興局	0	0	0
姶良・伊佐地域振興局	0	0	0
大隅地域振興局	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0
大島支庁	0	0	0
工業用水道部	0	0	0
教育委員会	11	0	0
選挙管理委員会	1	1	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
公安委員会	0	0	0
警察本部長	34	16	0
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
県立病院事業管理者	0	0	0
計	229	64	0

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

238件

イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区分	件数
開示	14
一部開示	201
不開示	16
その他	7
計	238

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

ウ 実施機関別処理状況

区分	請求件数	左の処理状況			
		開示	一部開示	不開示	その他
知事	26	8	15	0	3
総務部	3	1	2	0	0
観光・文化スポーツ部	1	0	1	0	0
環境林務部	1	1	0	0	0
保健福祉部	17	5	10	0	2
農政部	1	0	1	0	0
土木部	3	1	1	0	1
教育委員会	2	2	0	0	0
人事委員会	5	3	0	1	1
公安委員会	2	0	2	0	0
警察本部長	203	1	184	15	3
計	238	14	201	16	7

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

0件

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

0件

3 審査請求の件数及びその処理状況

8件(処理中7件)

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年12月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

ア 鹿児島県有施設その1（33施設）で使用する電気

年間予想使用電力量 10,222,497キロワットアワー

イ 鹿児島県有施設その2（35施設）で使用する電気

年間予想使用電力量 9,959,094キロワットアワー

ウ 鹿児島県有施設その3（38施設）で使用する電気

年間予想使用電力量 10,859,015キロワットアワー

エ 鹿児島県有施設その4（35施設）で使用する電気

年間予想使用電力量 9,583,390キロワットアワー

オ 鹿児島県有施設その5（26施設）で使用する電気

年間予想使用電力量 4,500,517キロワットアワー
カ かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 3,012,919キロワットアワー
キ 鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,270,184キロワットアワー
なお、アからキまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 需要場所

入札説明書による。

(4) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電を可能である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年12月16日から同月23日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も隨時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年2月6日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1の(1)のア 令和8年2月9日午前9時
- (イ) 1の(1)のイ 令和8年2月9日午前10時
- (ウ) 1の(1)のウ 令和8年2月9日午前11時
- (エ) 1の(1)のエ 令和8年2月9日午後1時
- (オ) 1の(1)のオ 令和8年2月9日午後2時
- (カ) 1の(1)のカ 令和8年2月9日午後3時
- (キ) 1の(1)のキ 令和8年2月9日午後4時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3800

ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、令和8年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

- a Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.1
- b Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.2
- c Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.3
- d Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.4
- e Electricity to be used by Kagoshima Prefectural Facilities No.5
- f Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
- g Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2026 through 31 March 2027

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 6 February 2026

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第4号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和7年12月19日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

あっせん員候補者名簿

氏名	職業等	委嘱年月日
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成27.7.14

	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
古川 伸二	元 鹿児島県教育長 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和6.7.1
畠井 清隆	現 志學館大学教授 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和6.7.1
保澤 享平	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和6.7.1
前原 友紀子	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和7.4.8
木佐貫 美保	現 U A ゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和2.7.1
海藏 伸一	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和7.12.9
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和4.7.1
眞下 浩一	現 U A ゼンセン鹿児島県支部長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和6.7.1
中川路 守	現 鹿児島県教職員組合執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和7.9.9
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30.7.2
水淵 大作	現 水渕電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和2.7.1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和4.7.1
竹之内 日出晴	現 株式会社共進組代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和6.7.1
宮之原 美香	現 株式会社清友専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和6.7.1
坂元 純一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和6.4.9
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和5.4.11
宮里 和子	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和7.4.8

正 誤

令和7年10月31日付け鹿児島県公報第665号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から12行目	第367号	第637号